

那環政第139号
令和7年9月1日

市内事業者 様

那覇市長 知念 覚
(公印省略)

低濃度PCB廃棄物の期限内処分及び保有電気機器等のPCB含有調査について（通知）

平素より、当市の環境・廃棄物行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和7年4月30日付け那環政第25号をもって交付した「低濃度PCB廃棄物の期限内処分及び保有電気機器等のPCB含有調査について（依頼）」について、環境省事務連絡等を踏まえ必要な内容の見直しを行いましたので、別添のとおりお知らせします。

また、令和7年4月30日付け那環政第25号那覇市長交付「低濃度PCB廃棄物の期限内処分及び保有電気機器等のPCB含有調査について（依頼）」は廃止する。

（お問い合わせ先）

那覇市環境政策課（担当：比屋根、比嘉）

電 話：098-951-3231

Email：naha_k_haitai001@city.naha.lg.jp

低濃度PCB廃棄物の期限内処分及び保有電気機器等のPCB含有調査について（依頼）

本市では、低濃度PCB^{※1}廃棄物の期限内処分に向けた取組みを実施しています。

保管事業者は、PCB特別措置法^{※2}第14条に基づき、低濃度PCB廃棄物を令和9年(2027年)3月31日までに適正処分することが義務付けられており、所有事業者は、国が定めるPCB廃棄物処理基本計画において、確実にそのPCB使用製品を廃棄し、又は同製品からPCBを除去することが求められています。

つきましては、貴事業所内にて使用又は保管している低濃度PCB含有電気機器等がある場合は、適正な管理及び期限内処分に向けたご対応をお願いします。

なお、低濃度PCBによる汚染の可能性がある機器を使用又は保管している事業者につきましては、PCBの有害性を踏まえ、健康被害や環境汚染を防止する取組みの趣旨をご理解いただき、下記のとおりPCB含有の判別調査を早期^{※3}に実施していただきますようご協力をお願い申し上げます。

※1 PCB：ポリ塩化ビフェニル

※2 PCB特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※3 早期：低濃度PCB廃棄物の処分期限が到来する前（PCB含有機器だった場合、期限内に処分できるよう見据えた時期）

記

1 確認の目安

平成17年(目安)^{注1}までに建築された建物（屋外に設置された物を含む）には、PCB含有電気機器類が設置・保管されている可能性があります。

【汚染等の可能性】※令和7年8月時点情報

PCB（有毒・難分解性）は、主に油状の化学物質で、絶縁性などの特性により、過去、変電設備や照明器具といった幅広い電気機器等に使用されており、例えば昭和28年から昭和47年までに製造された変圧器、コンデンサー、安定器等には高濃度PCBが使用されている可能性があります^{注2}。また、PCBを使用していないはずの電気機器であるにもかかわらず、再生絶縁油の製造・流通・使用の過程で意図せずに微量PCBに汚染された機器が存在します。

注1 目安は、東芝・ニチコン製の一部コンデンサーが平成16年製造分まで微量PCBに汚染されている可能性があるとの情報に基づく（メーカー在庫や中古品が設置保管されている場合など機器の製造年に注意してください）。

注2 高濃度PCB使用機器の製造中止後も、高濃度PCBを含むコンデンサー等を部品に組み込んだ製品が製造・販売されていたことが確認されており、高濃度PCB使用機器が設置されている場合もありますので、建物の建築年や電気機器類の設置年等によらず、廃棄時には都度、メーカーにPCB含有の有無の問い合わせが必要です。PCBが使用又は汚染されている可能性があるものについては、次頁掲載リンク先、『ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて』、『調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物』参照。

2 対象機器類 ※詳細は環境省『調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物』ほか参照

(1) 変電設備（電気室・キュービクルに設置されている機器（自家用電気工作物））

（注意）変電設備には高圧電流が流れており感電のおそれがあり大変危険です。

調査確認については、必ず電気主任技術者（保守点検受託業者）に依頼してください。

電気室やキュービクルには絶対に近づかないでください。

(2) 照明器具

昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器には高濃度PCBが使用されたものがありますが、一部メーカーの照明器具コンデンサー（安定器内蔵又は別置き）には、平成元年製造分まで微量PCBに汚染されているものが存在します（令和7年8月時点情報）。

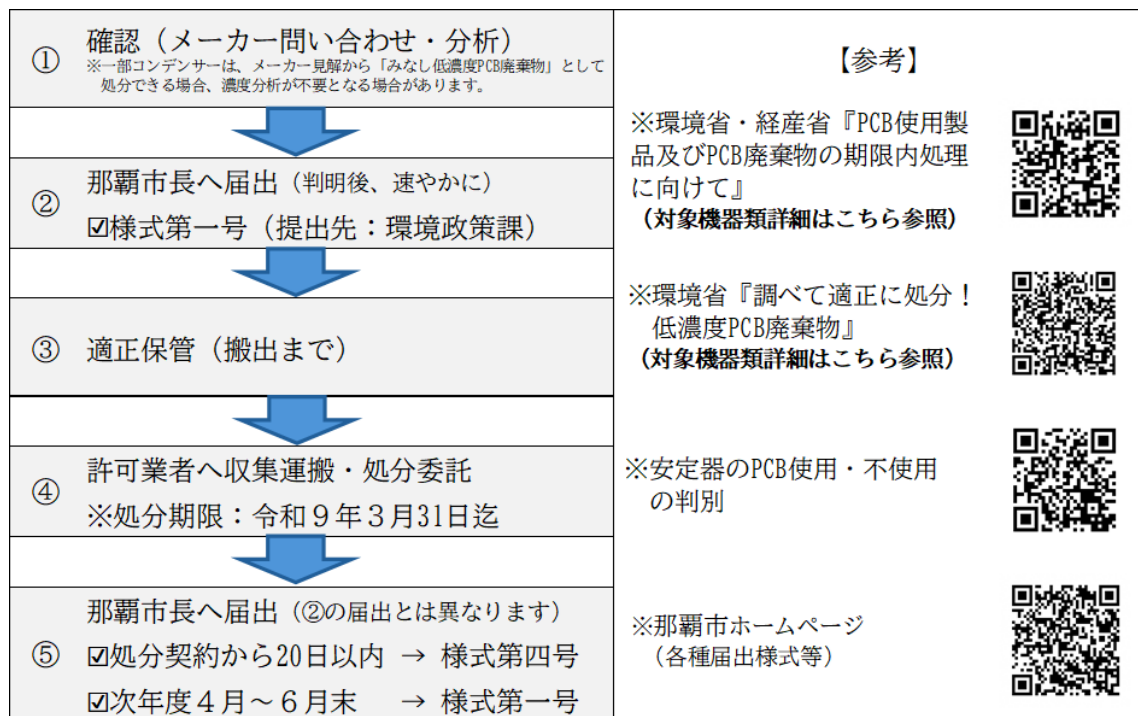
(3) その他（非自家用電気工作物等）

X線装置、昇降機（エレベーター、カーリフト等）、工作機器（溶接機、コンプレッサー、モーター等）、揚水ポンプ、乾燥機、業務用冷凍機、分電盤等の低圧コンデンサーなど

【留意事項】※令和7年8月時点情報

高濃度PCBを含むコンデンサー等の電気機器の製造中止以前に出荷された高濃度PCBを含むコンデンサー等を高電圧発生装置として組み込んだものが昭和50年代前半頃まで製造・販売されていたことが確認されています。そのため、使用中又は保管中のX線装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤が昭和55年までに製造・販売されたものであるか等、早期にメーカーや建物の昇降機保守会社等に関わり合わせのうえPCB含有の有無をご確認ください。また、平成3年以前に製造・販売されたX線装置や昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤、平成10年以前に製造された溶接機については、微量PCBを含むコンデンサーが使用されている可能性があります。

3 確認から処分までの流れ



※ ②⑤は、PCB特別措置法第8条第1項、第15条に基づく届出（義務規定）です。

4 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の保管には、特別管理産業廃棄物の保管基準が適用されるとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格者）の設置が必要となります（詳細是那覇市ホームページ参照）。

5 助成制度について（要件有・事後申請不可）

令和7年4月1日より、中小企業（個人事業主含む）を対象に低濃度PCB廃棄物処分（濃度分析・処理費）に係る助成が開始されました。公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団を窓口として受付しております。詳細については、下記をご確認ください。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 低濃度PCB助成金コールセンター
受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時（祝日・年末年始を除く。）
TEL：098-995-7100
mail：joseikin@sanpainet.or.jp
URL：https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

